

わが国の公共工事標準請負契約約款導入の地方展開の現状

足利工業大学 正会員 藤 島 博 英

〃 正会員 小 林 康 昭

1. はじめに わが国の公共工事の請負契約の実態は、すでに大正時代に、その片務性が指摘されていた。戦後、昭和 23 年に建設省が設置され、翌昭和 24 年に建設業法が制定された。これに基づいて設置された中央建設業審議会建議が昭和 25 年に、建設工事標準請負契約約款や入札制度合理化対策の答申を行った。こうして制定された建設工事標準請負契約約款が採用され、各発注機関に勧告された。しかし、地方公共団体、特に市町村などで採用する機関は少なかった。その後、数回にわたる小改正を経た後、昭和 47 年に公共工事標準請負契約約款と改められた。そして平成 7 年に建設市場の国際化に対応すべく発注者と受注者間の協議手続きの明確化や新たな履行補償制度の導入等を柱とした全面的な改正が行なわれた。

それから 4 年が過ぎた現在、地方自治体における公共工事標準請負契約約款の導入状況を調査し、その実態を把握分析を行う。

2. わが国の公共工事の入札請負契約 昭和 25 年 2 月に契約内容の公正化と契約内容の明確化を柱に全 38 条の規定をおいた建設工事標準請負契約約款を中央建設業審議会建議が決定勧告した。その後、昭和 27 年 2 月、昭和 29 年 3 月、昭和 31 年 10 月、昭和 37 年 9 月、昭和 47 年 12 月、昭和 56 年 3 月、平成元年 1 月と全 7 回の改正が行なわれた。そして、建設市場の国際化の進展に伴って、平成 5 年の中央建設業審議会建議に基づいて、専門委員会でも審議に入り、平成 7 年 5 月に第 8 回改定が行なわれ同日付けで勧告された。外国企業の参入も考え、具体的に示し、契約関連の手続きでは、全体のあやふやな表現を改め、協議期間を明確に設定し、その期間に協議が整わない場合の行為の主体が明示され、訴訟については、日本国の裁判所をもって合意、履行にあたっては日本語、金銭の支払いは日本円とすると定めた。また、契約の履行に関して得た秘密の守秘義務、請求・通知・報告・申出・了承および解除にあたっては、すべて書面で行うことを義務付けた。

3. 地方自治体での公共工事標準請負契約約款の採用状況 平成 11 年 12 月から平成 12 年 2 月にかけて栃木県、群馬県、埼玉県、足利市、佐野市、太田市、館林市、熊谷市の地方自治体を対象に建設工事請負契約の実態調査を行った。平成 7 年に変更または新たに追加された項目を中心に公共工事標準請負契約約款と比較し記述や数値の違い等があった項目の一部を表 1 に示す。その結果以下の様な点がわかった。

・第 1 条「総則」及び第 8 条「特許権等の使用」で、日本国法令の遵守や日本語・日本円の使用、管轄裁判所等が条文に採用されていない自治体があった。 ・第 3 条「請負代金内訳書及び工程表」で、すべての自治体で内訳書の記述はあるが提出を義務付けていない。 ・第 4 条「契約の保証」で、すべての自治体において金銭的補償で契約の保証を行っている。 ・第 28 条の「第三者に及ぼした損害」の損害の種類は騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶の 4 種類が全ての自治体で記載されている。 ・第 45 条「履行遅滞の場合における損害金等」の損害金算出の為の年率が 8.25%以上の自治体があった。 ・第 49 条「乙の解除権」の第 3 号で注の部分が解除に至るまでの中止期間の例示が長すぎるとして削除されたが規定されている期間は変わりが無かった。 ・第 52 条「あっせん又は調停」において、どの自治体も最初から建設業法による建設工事紛争審査会を解決の手段として規定している。 ・第 53 条「仲裁」の条文が群馬県および県内の市ではなかった。

また、熊谷市においては検査の請求や協議期間等の期日に関する記述がすべて翌日からに日数となっている。

4. おわりに 平成 7 年の改正で外国企業の参入を前提にして規定した条項を採用していない自治体がある。また、市の約款には県の影響を強く受けているところが多いことがわかった。特に群馬県は太田市、館林市とも同様の内容である。最後に今回調査したすべての自治体で公共工事標準請負契約約款の採用率は高い。

キーワード：請負契約約款、公共工事、地方自治体

連絡先：〒326-8558 栃木県足利市大前町268-1, TEL 0284-62-0605, Fax 0284-64-1061

表—1 公共工事標準契約約款との比較

公共工事標準契約約款		栃木県	佐野市	足利市	群馬県	太田市	館林市	埼玉県	熊谷市
契約約款改定時期		平成8年4月							平成9年4月
1条:総則	「日本国法令を…」の記述	○	×	×	○	○	○	○	×
	自主施工の原則	○	○	○	○	○	○	○	○
	日本語の使用	○	×	×	○	○	○	○	×
	日本円の使用	○	×	×	○	○	○	○	×
	計量法規定単位の使用	○	×	○	○	○	○	○	×
	民法・商法の定め	○	×	○	○	○	○	○	×
	日本国法への準拠	○	×	×	○	○	○	○	×
	管轄裁判所	○	×	×	○	○	○	○	×
	共同企業体の結成	○	○	○	○	○	○	×	×
3条:請負代金内訳書及び工程表	提出期限	契約締結後5日以内			10日以内			14日以内	14日以内*
	工程表	承認			提出			提出	提出
	内訳書	請求されたら7日以内に提出			請求されたら10日以内に提出			提出	提出
	拘束性	内訳書および工程表は、甲乙を拘束するものではない。							
4条:契約の保証	契約保険の額	請負金額の10分の1			100分の10			10分の1	
7条:下請負人の通知		甲に通知しなければならない			請求することができる				
8条:特許権等の使用	「日本国の法令に…」の記述	○	×	×	○	○	○	○	×
9条:監督員	到達日	監督員に到達した日を持って							
13条:工事材料の品質及び検査等	検査の請求	請求を受けた日から7日以内							7日以内*
	材料の搬出	決定を受けた日から7日以内							7日以内*
14条:監督員の立会い及び工事記録の整備等	立会い又は見本検査の請求	請求を受けた日から7日以内							7日以内*
15条:支給材料及び貸与品	受領書又は借用書の提出	引渡しの日から7日以内							7日以内*
16条:工事用地の確保等	甲による工事用地の確保	工事の施工上必要とする日まで							
18条:条件変更等	調査結果の通知	調査の終了後7日以内			14日以内			14日以内*	
	工期又は請負代金の変更	甲が必要な費用を負担する							
20条:工事の中止	増加費用又は損害の負担	甲が必要な費用を負担する							
21条:乙の請求による工期の延長	延長理由	関連工事の調整への協力その他の乙の責に帰することが出来ない理由							
22条:甲の請求による工期の短縮等	短縮理由	甲による特別の理由							
	請負代金の変更	甲が必要な費用を負担する							
23条:工期の変更方法	方法	甲乙協議							
	協議期間	甲が工期の変更事由が生じた日から7日以内			14日以内			14日以内*	
	協議開始の時期	変更事由が生じた日7日以内							7日以内*
24条:請負代金額の変更方法等	請負代金の変更	甲乙協議して定める							
	協議期間	協議開始日から7日以内			14日以内			14日以内*	
	協議開始日	変更事由が生じた日から7日以内			14日以内			7日以内	7日以内*
25条:賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	スライド条項	変動前残工事代金額1000分の15							
	甲乙協議	物価指数に基づき							
	協議期間	協議開始日から14日以内							14日以内*
	単品スライド・インフレ条項	○	○	○	○	○	○	○	○
	請負代金変更額	協議開始日から14日以内							14日以内*
	協議開始の時期	請求を行なった日又は受けた日から7日以内							7日以内*
28条:第三者に及ぼした損害	損害の種類	騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶							
29条:不可抗力による損害	損害合計金額の負担	100分の1を越える額							
	当該損害額	損害額の累計と損害の取り片付けに要する費用							
30条:請負代金額の変更に代える設計図書の変更	協議期間	協議開始日から7日以内			14日以内			14日以内*	
	協議開始日	事由が生じた日から7日以内							7日以内*
31条:検査及び引渡し	工事完成の通知	通知を受けた日から14日以内							7日以内*
34条:前払金	支払請求額	請負代金額の10分の4以内			プランク		請負代金額の10分の4以内		
	限度額	3億	1億	契約書に記載	×	×	×	×	×
	支払期限	請求を受けた日から14日以内			20日以内	14日以内			14日以内*
	請負代金額の著しい増額	請負代金額の10分の4以内			プランク		請負代金額の10分の4以内		
	請負代金額の著しい減額	請負代金額の10分の5以内							
	超過額変換	甲の指定する期日まで			30日以内			30日以内*	
37条:部分払	未返還の場合の遅延利息	8.25%						10.75%	8.25%
	部分払割合	請負代金額の10分の9以内							
	部分払回数	契約書に記載			4回		契約書に記載		
	支払期限	請求を受けた日から14日以内		20日以内	14日以内			14日以内*	
	協議期間	請求を受けた日から7日以内			10日以内			10日以内*	
38条:部分引渡し	算定方法	第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)							
39条:債務負担行為に係る契約の特則	協議期間	請求を受けた日から7日以内			14日以内			14日以内*	
	支払限度額	甲乙間で締結する協定書によるものとする		甲乙協議して別に定める	—	—	—	甲乙協議して定める	
	出来高予定額	○	○	○	—	—	—	×	×
44条:かし担保	請求期間	木造:1年、コンクリート造:2年			2年			木造:1年、コンクリート造:2年	
		乙の故意等:10年							
45条:履行遅滞の場合における損害金等	損害金の額	出来高部分及び部分引渡しを受けた部分			部分引渡しを受けた部分				
	損害金算出の為の年率	8.25%						10.75%	8.25%
47条:甲の解除権	違約金	請負代金額の10分の1に相当する額							
49条:乙の解除権	中止期間	…中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えたときは、6月)を超えたとき。…工事が完了した後3月を…							
50条:解除に伴う措置	余剰額年率	8.25%						10.75%	8.25%
52条:あっせん又は調停		審査会専属方式							
53条:仲裁		○	○	○	×	×	×	○	○

*は翌日からの起算